

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和3年1月28日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和2年1月24日（金）午前11時7分頃、周南市富田2丁目の市道浜田線において、道路課嘱託職員の運転する公用車が青信号で交差点に進入し右折した際、横断歩道を横断中の歩行者が押していた自転車前輪部分に接触し、相手方が負傷した人身事故及び物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥475,551-

2 専決処分の年月日

令和3年1月8日